

## 山形県地方港湾審議会の公開の取り扱い

- 1 山形県地方港湾審議会は原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 3 傍聴席は一般席及び報道関係者席とする。
- 4 一般席に係る会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 一般傍聴人の定員は10名とする。
  - (2) 会議を傍聴しようとする者は、受付時間内に傍聴受付に集合しなければならない。  
(受付時間は、審議会開催の1時間前から15分前までとする。)
  - (3) (2)の規定により傍聴しようとする者の総数が、(1)に規定する定数を超過した場合は抽選により一般傍聴人を決定するものとする。
  - (4) 傍聴を認められた者は受付を済ませて入室するものとし、審議会開会以降の入室は認めないものとする。
  - (5) 次の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
    - ア 銃器、棒、その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
    - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
    - エ 拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
    - オ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
  - (6) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
  - (7) 一般傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
    - イ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
    - ウ その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
  - (8) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
  - (9) 傍聴人が、前(7)及び(8)に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 5 報道関係者(県庁記者クラブ加盟者)については、次に定めるところによるものとする。
  - (1) 定員は設けない。
  - (2) 会長が必要と認めた資料を配付する。
  - (3) 報道目的のため必要な機材の持ち込みを認めることとし、議事進行に支障のない範囲内においてその使用を認めるものとする。

以上、第17回山形県地方港湾審議会(平成9年11月4日開催)において決定